

## 第2節 八代郷と長江郷について

下長崎遺跡は分布調査の結果、濃密に遺物が散布している範囲はほぼ東西150m、南北150mで、発掘地はその南端あたりに位置することは前述した。この発掘地は北側を東西に走る町道51号線に1部が接している。そこで条里型地割の道であると考えられる51号線と下長崎遺跡との関係を、さらには51号線が八代郷と長江郷との境界の一部であった可能性のある理由をいくつか取り上げてみたい。

和名抄に記載されている長江郷は八代郷の南にあるとの説があり、現在の八代町永井はその遺名、八代郷は南八代村、北八代村となって残ったといわれていて（甲斐国志）、現在もその位置関係になっている。

長江郷には現在の八代町永井区、米倉区、岡区が入ると考えられているが、さらに増田区増利も入ると思われる。

町道51号線は江戸時代中期には既に、今の南区と岡区、その下の南区と永井区との境になっていてさらにその下では川（界川）を境に増利と大間田が分かれ、畑の耕作者もほぼこれで分かれていたので、中世紀末にもこの形態になっていたことがうかがえる（八代町誌）。中世の武田氏の支配下でも江戸時代と大差はないであろう。

小字地名も道を挟んで両側では、著しい差がみられる。条里型地割の地名は坪付名に由来するものがあると考えられ、また永井区地内には中世以前に付されたと考えられるような信仰関係の地名が約18ヶ所あると言われている。これらの地名は52号線の南側（永井区・増田区増利）ではほぼ1坪毎にあるのに対し、北側の南区ではほぼ4坪を1単位として付けられている。また道の北側と南側には同じ小字名が10あり、その小字名は穴田（あなだ）、宮田（みやた）、泉田（いずみだ）、柳田（やなぎだ）、池田（いけだ）、横田（よこた）、長崎（ながさぎ）、神田（じんでん）、儘ノ上（ままのうえ）、一丁田（いっちょうだ）である。この1坪毎に付けられた小字名はさらに南の境川村石橋条里遺構に続く。南側で重複しているものは角田（すみだ）、山形（やまがた、山家田）だけの2ヶ所だけである（第80図）。両者の重複は異状に多いといわざるを得ない。これは両者がそれぞれ統治系統が異なることを意味しないであろうか。

51号線に南と北から直交する条里型地割の道路は、小字五反田から小字下長崎までの間では、四叉路が5ヶ所、三叉路が9ヶ所である。本来条里型地割は交点が直交する四叉路である可きであるが、この51号線では周囲に比較して四叉路が少なく、51号線で止まる道（三叉路）が多い。四叉路が下（西）方に多いのは条里型地割が下方からなされたため、すなはち下方から開墾されてきたためであろうか。上方では51号線の南と北では別べつに敷設されたために交点が交わらなかったのではないであろうか。したがって51号線は条里型地割を施行する当初にまず計画道路として、西から東（上）方に向かって1本長く敷設されたものと思われる。

以上は明治25年に作成された分間図と現地を調査検討したものである。

下長崎遺跡とこの51号線が敷設された時期の重複（前後）関係は、51号線が今回の発掘域外であったので、前述のように推定の域を出ない。

町道51号線を挟んで南と北では地形が同様であるにもかかわらず、以上のように相違があり、それが条里制に基くものであるか、<sup>(註5)</sup> 荘園成立後になってからのものであるかは祥かにできなかったが、少なくともその相違は平安時代後期までは溯ることができるであろう。

(註1) 『山梨県の歴史』磯貝正義 飯田文弥 1973

(註2) 「甲斐の郡(評)郷制」 坂本美夫 『研究紀要』1 1983 山梨県立考古博物館 埋蔵文化センター

(註3) (註2)に同じ

(註4) 「地名考」 中村良一 『広報やつしろ』7月号 1988

(註5) 「八代荘の成立事情」 秋山敬 『甲府盆地－その歴史と地域性』昭和59年 に八代荘は12世紀中葉久安年間に立荘(成立)したものと考えしている。



● 印 下長崎遺跡

第80図 八代町小字図 (部分)